

犬山市 下水道ストックマネジメント計画（変更）

犬山市都市整備部下水道課

策定 2019年 11月
 【第1回変更 2021年 10月】
 【第2回変更 2022年 3月】

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 …	[汚水] 「重要施設に該当する陶管、コンクリート管およびハイセラミック管」と「一般施設に該当する30年以上経過した陶管」を対象とし、調査により劣化状況の把握が可能な施設を対象とする。
【時間計画保全】 …	[汚水] 調査により劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。当市では、時間計画保全に該当する施設はない。
【事後保全】 …	[汚水] 状態監視保全、時間計画保全に該当しない施設を対象とする。 [雨水] 布設年度が2016～2019年で新しい施設であり、また分流式の雨水排水のため腐食の恐れはないことから、事後保全対象とする。但し、不良の兆しや有無を巡視などを実施し確認する。

備考) スtockマネジメントの実施に当たっての、施設管理区分の設定方針を記載する。
 なお、重要施設とは、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-」（社）日本下水道協会に示されている「耐震上重要な管路の設定」から位置付けており、以下の通りである。
 ①下水道機能上重要な路線（幹線）②河川横断・軌道横断路線 ③緊急輸送道路下路線
 ④防災上重要な路線
 また、重要施設で上記管種（陶管、コンクリート管、ハイセラミック管）以外の管路については、過年度に調査を実施しており緊急度Ⅲおよび健全の結果が出ていることと、建設後比較的新しい管路であるため、本計画期間内においては、状態監視保全の点検対象管路に含めない方針として事後保全範囲に位置付けているが、重要度が低いと判断しているものではない。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ	点検：1回/5年 調査：1回/10年	緊急度Ⅰで改築を実施	重要施設 (腐食環境下にある管路施設)
管きよ	点検：1回/8年 調査：1回/15年	緊急度Ⅰで改築を実施	重要施設 (一般環境下にある陶管、コンクリート管およびハイセラミック管) 一般施設 (一般環境下にある30年以上経過した陶管)

点検は、基本的に地上部からの目視調査もしくは必要に応じて目視による管内状況の確認を行う。調査は、テレビカメラ調査、潜行目視調査ならびに展開図化テレビカメラを使用した調査などにて実施する。なお、点検時に異常が検出された際には、損傷内容を把握し緊急性がある場合には、調査を実施して未然の事故防止にあたる。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

該当なし

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管路施設】 …
管渠施設

(汚水)
重要施設でも陶管・コンクリート管・ハイセラミック管以外の施設と、重要性が低い一般施設の管きょ（30年以上経過した陶管は除く）、マンホール本体、マンホールふた、取付管を事後保全施設とする。理由として、過年度の調査実績より劣化の兆候が見られなかったためです。ただし必要に応じて見直しを検討します。

(雨水)
新しい施設であり、分流式の雨水排水で腐食の恐れはないことから、事後保全対象とする。

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 元 年度 ～ 令和 5 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(上段：前回 下段：今回)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数 ※1	対象延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考 ※2
(前回) 犬山第一処理分区	汚水	管きよ	1988～1993	29～33	1.45 k m	105	③LCCから改築を決定
(今回) 犬山第一処理分区	汚水	管きよ	1988～2002	19～33	1.28 k m	94	③LCCから改築を決定
合計					1.45 k m 2.73 k m	105 199	(前回のみ) (今回含む)

※1 供用年数の基準年は2021年現在である。

※2 取扱いについては、下水道の手引き（令和3年度版）P355に記載されている番号を示す。以下に内容を示す。

備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 国水事第109号 下水道事業課長通知）」

別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ①塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ②施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑥浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑦下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑧樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑨マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑩合流式下水道を改善する場合

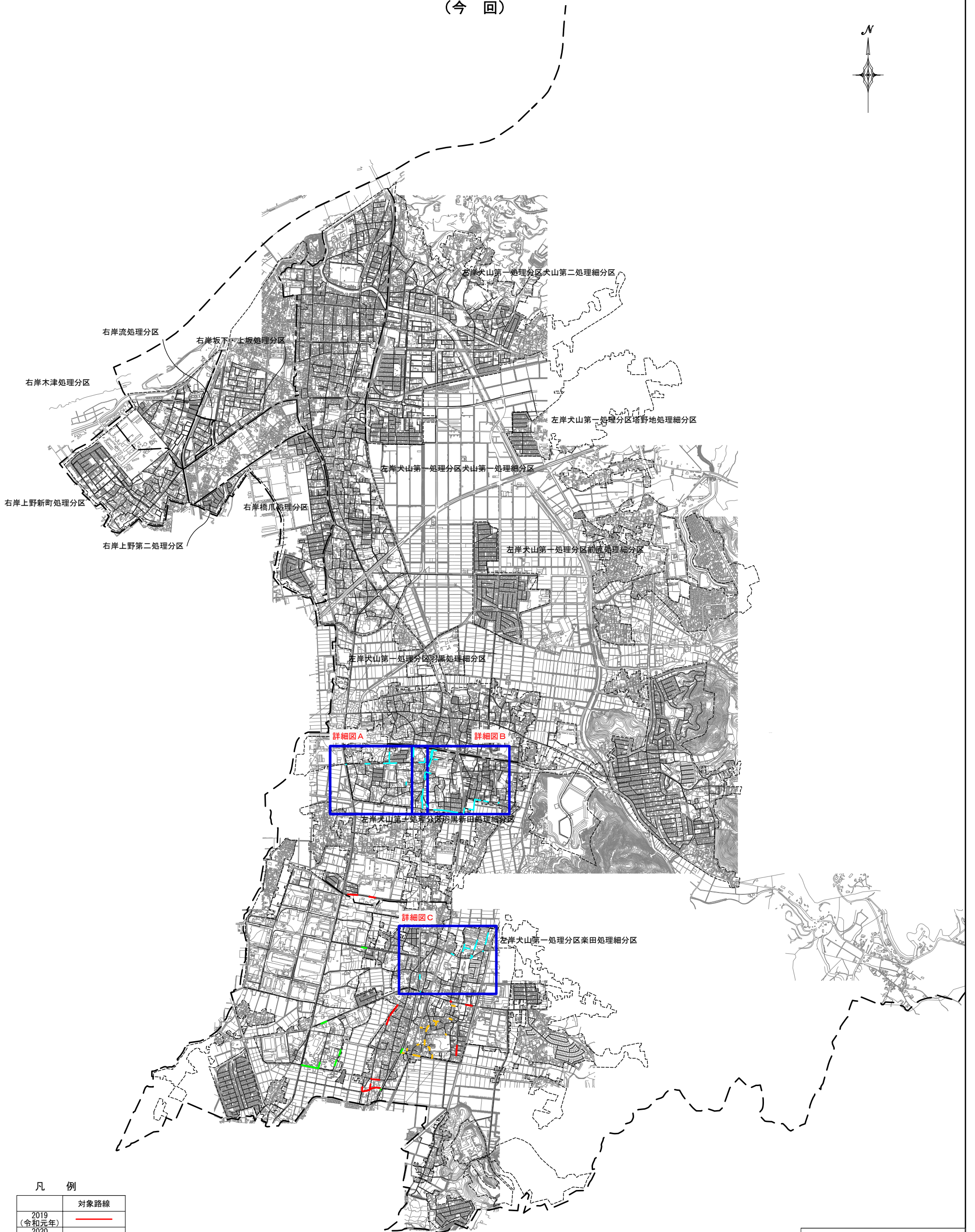
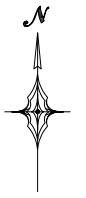
④ストックマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減額	試算の対象時期
約 410 百万円 / 年	管きょ概ね 100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。

修繕・改築計画広域図 S=1:15,000

(今回)



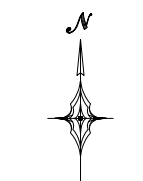
凡 例

	対象路線
2019 (令和元年)	—
2020 (令和2年)	—
2021 (令和3年)	—
2022 (令和4年)	—

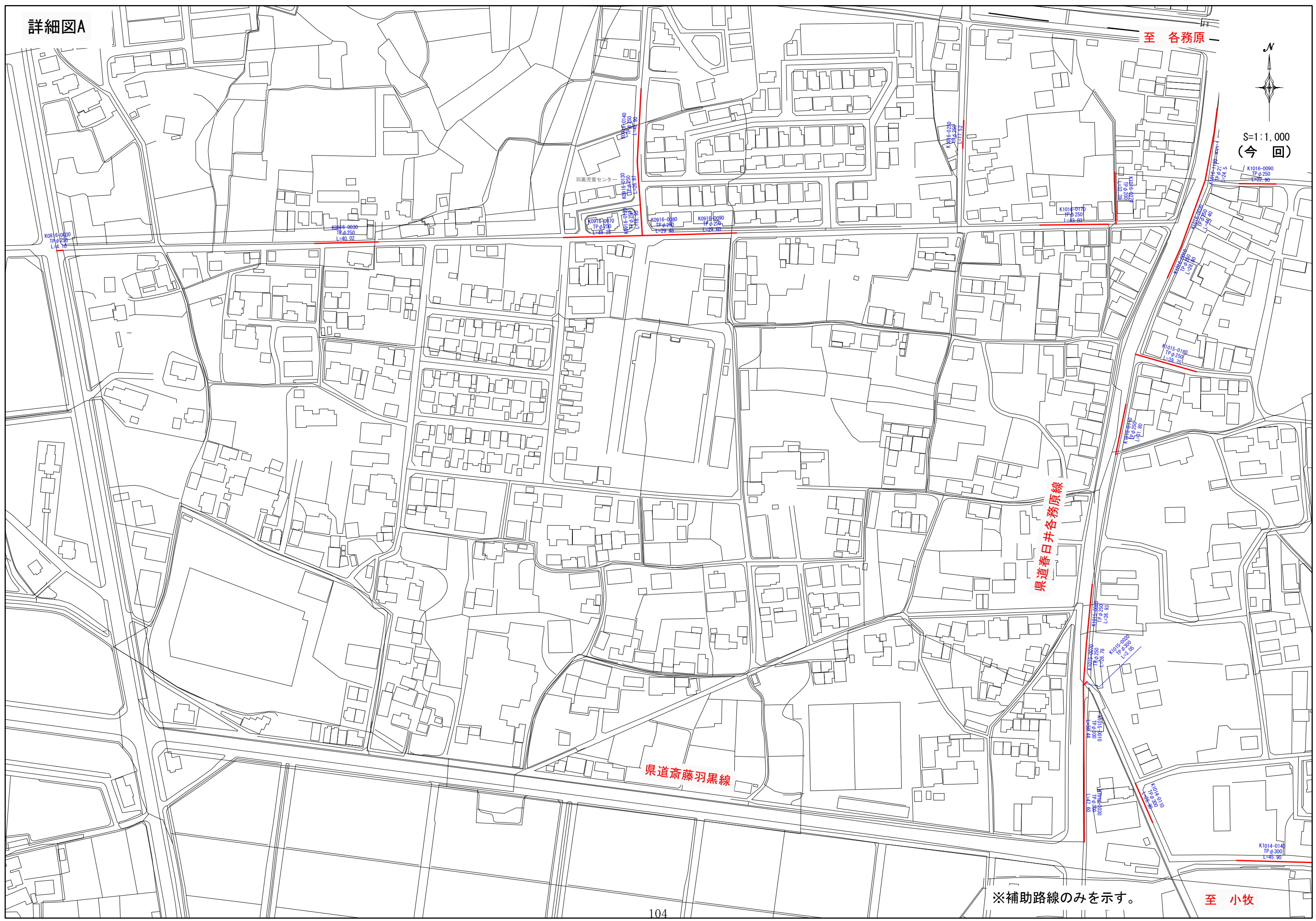
犬山市公共下水道事業	
図面名称	修繕・改築計画広域図
路線名	犬山市公共下水道
縮尺	1:15,000
図面番号	
調整年月日	
犬山市都市整備部下水道課	

詳細図A

至 各務原



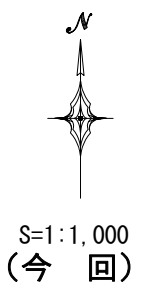
S=1:1,000
(今回)



※補助路線のみを示す。

至 小牧

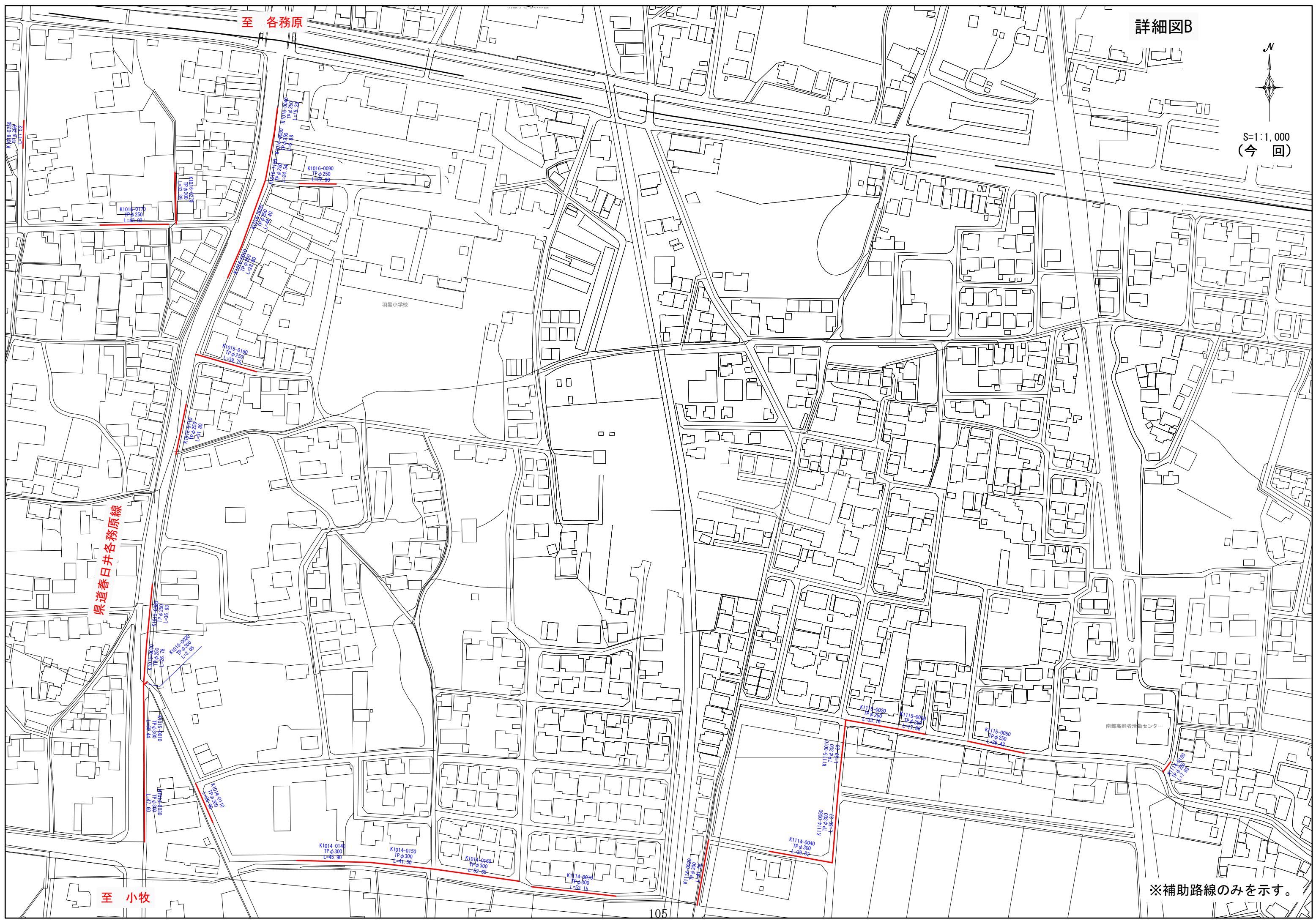
詳細図B



至 各務原

県道春日井各務原線

至 小牧



羽黒小学校

南部高齢者活動センター

※補助路線のみを示す。

詳細図C

至 各務原

県道春日井各務原線

至 小牧

S=1:1,000
(今回)

※補助路線のみを示す。

